

旧無線ロボット雨量観測所跡地における空気湿電池の投棄について

鳥取地方気象台は、鳥取県鳥取市河原町の高山（たかやま）において昭和 48 年まで、八頭郡八頭町の綾木峠（あやきとうげ）において昭和 47 年まで、日野郡日野町の宝仏山（ほうぶつさん）において昭和 49 年まで、無線ロボット雨量計による観測を実施していました。

無線ロボット雨量計は、観測機器及び無線装置の電源として空気湿電池を使用しておりましたが、この空気湿電池が旧高山無線ロボット雨量観測所跡地に 56 個、旧綾木峠無線ロボット雨量観測所跡地に 27 個、旧宝仏山無線ロボット雨量観測所跡地に 49 個、それぞれ投棄されていたことを確認しました。

この空気湿電池の電極には、少量の水銀が使用されていたことから、これら観測所跡地の土壌を採取し調査を行った結果、直下の土壌からは国が定める基準を超える水銀（無機水銀）が検出されました。

この結果を受け、鳥取地方気象台では、追加の土壌調査を行い、国が定める基準を超える水銀を含む土壌の範囲を確定したうえで、当該土壌の入れ替えを行います。

なお、本件につきましては鳥取県、鳥取市、八頭町、智頭町、日野町及び地権者などと相談しながら対処を進めております。

地域住民の方々をはじめ、皆様にご迷惑とご心配をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、今後真摯に対応してまいります。

（本件問い合わせ先）
鳥取地方気象台
0857-29-1312

1 旧高山無線ロボット雨量観測所の概要

昭和 32 年、鳥取県鳥取市河原町北村の高山山頂へ向かう尾根（現在は登山道）に観測所を設置（図 1）し、昭和 48 年 10 月に観測を終了するまでの間、同地において雨量の観測を行っていました。

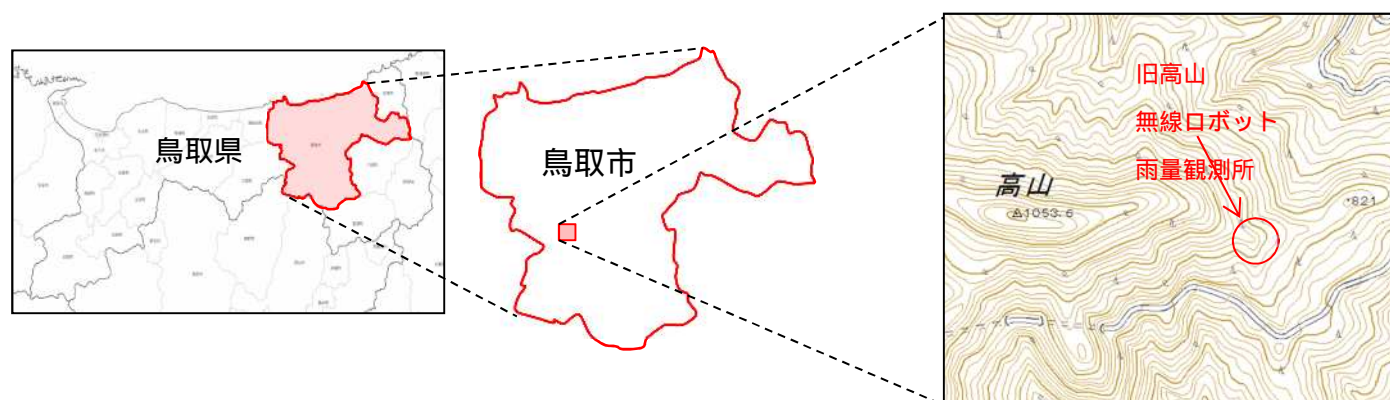


図 1：観測所設置場所

（国土地理院発行の白地図及び 2 万 5 千分の 1 地形図を使用）

2 観測所跡地の確認及び土壌調査結果

気象庁では、本年 4 月より、全国の無線ロボット雨量観測所跡地を対象に、空気湿電池の処置状況について調査を行っています。鳥取地方气象台ではその一環として、6 月 2 日、6 月 17 日、7 月 2 日の 3 回にわたり、旧高山無線ロボット雨量観測所跡地を調査しました。その結果、空気湿電池 56 個が投棄されていることを確認しました。これら空気湿電池は全て撤去しています。

空気湿電池の投棄状況等を考慮したうえで、10 月 7 日に土壌調査を実施（ 1）したところ、5 箇所（地点 A、B、C、F、G）で国が定める「土壌溶出量基準（ 2）」を超える水銀（無機水銀）が検出されました（図 2）。

なお、「土壌含有量基準（ 3）」の超過はありませんでした。

地点 A	： 土壌溶出量	： 0.0023 mg/L
地点 B	： 土壌溶出量	： 0.0029 mg/L
地点 C	： 土壌溶出量	： 0.0010 mg/L
地点 F	： 土壌溶出量	： 0.0010 mg/L
地点 G	： 土壌溶出量	： 0.0022 mg/L

また、観測所跡地周辺には水源がないことを関係自治体とともに確認しています。

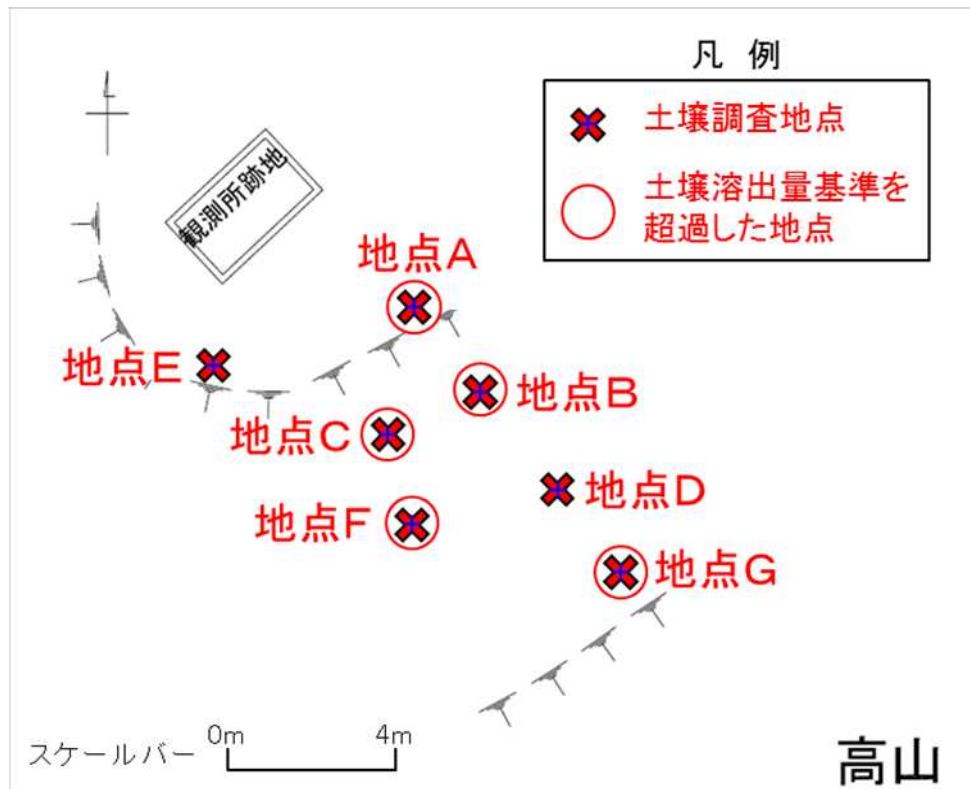


図2：土壌調査の実施箇所

- (1) 土壌の調査にあたっては、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）で定める基準（ 2、 3 ）を指標として準用しました。また、その測定方法については、同施行規則第 6 条第 3 項第 4 号及び同条第 4 項第 2 号の規定に基づく平成 15 年環境省告示第 18 号及び第 19 号で定める方法を準用しました。
- (2) 土壌溶出量基準
土壌汚染対策法施行規則別表第 3 に掲げる基準：0.0005 mg/L 以下
- (3) 土壌含有量基準
土壌汚染対策法施行規則別表第 4 に掲げる基準：15 mg/kg 以下

3 今後の対処

鳥取県や鳥取市及び地権者などと協議し、追加の土壌調査により国が定める基準を超える水銀を含む土壌の範囲を確定した上で、当該土壌の入れ替えを行います。

なお、土壌の入れ替えを実施するまでの間、土壌の飛散を防止するために、図3のとおりブルーシートを敷設(ペグ打ちで固定)し応急的な対策を施しています。



図3：飛散防止のためのブルーシートによる応急処置の状況

1 旧綾木峠無線ロボット雨量観測所の概要

昭和 32 年、八頭郡八頭町柿原の中国自然歩道の綾木峠から頂上へ向かう尾根に観測所を設置（図 1）し、昭和 47 年 10 月に観測を終了するまでの間、同地において雨量の観測を行っていました。

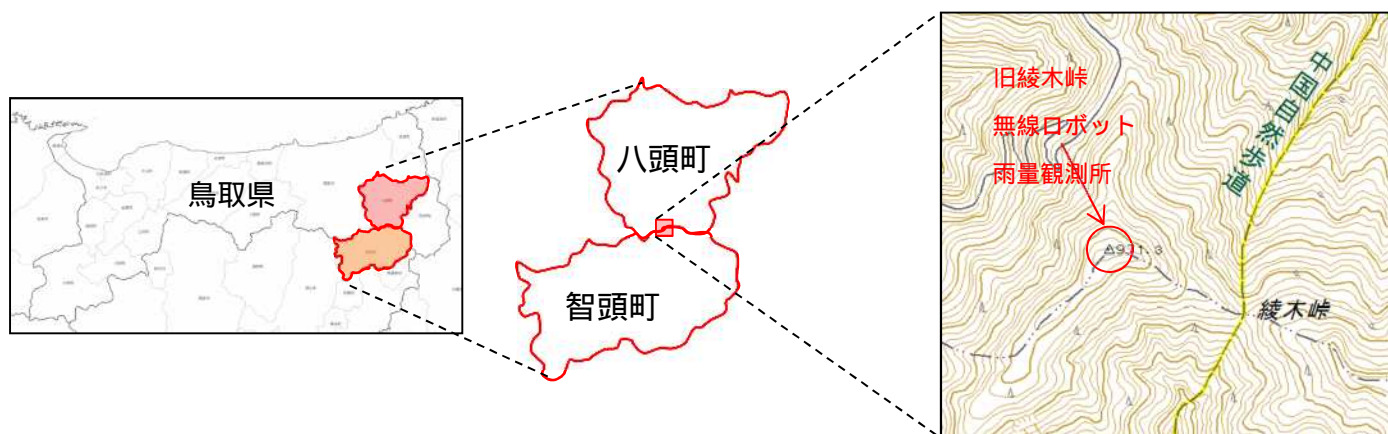


図 1：観測所設置場所

（国土地理院発行の白地図及び 2 万 5 千分の 1 地形図を使用）

2 観測所跡地の確認及び土壌調査結果

鳥取地方気象台では、5 月 29 日、6 月 23 日、7 月 24 日の 3 回にわたり、旧綾木峠無線ロボット雨量観測所跡地を調査しました。その結果、空気湿電池 27 個が投棄されていることを確認しました。これら空気湿電池は全て撤去しています。

旧高山無線ロボット雨量観測所跡地と同様、空気湿電池の投棄状況等を考慮したうえで、10 月 15 日、16 日に土壌調査を実施したところ、八頭町側の 2 箇所（地点 B、C）で国が定める「土壌溶出量基準」を超える水銀（無機水銀）が検出されました（図 2）。

なお、「土壌含有量基準」の超過はありませんでした。

地点 B : 土壌溶出量 : 0.0013 mg/L

地点 C : 土壌溶出量 : 0.0094 mg/L

また、観測所跡地周辺には水源がないことを関係自治体とともに確認しています。

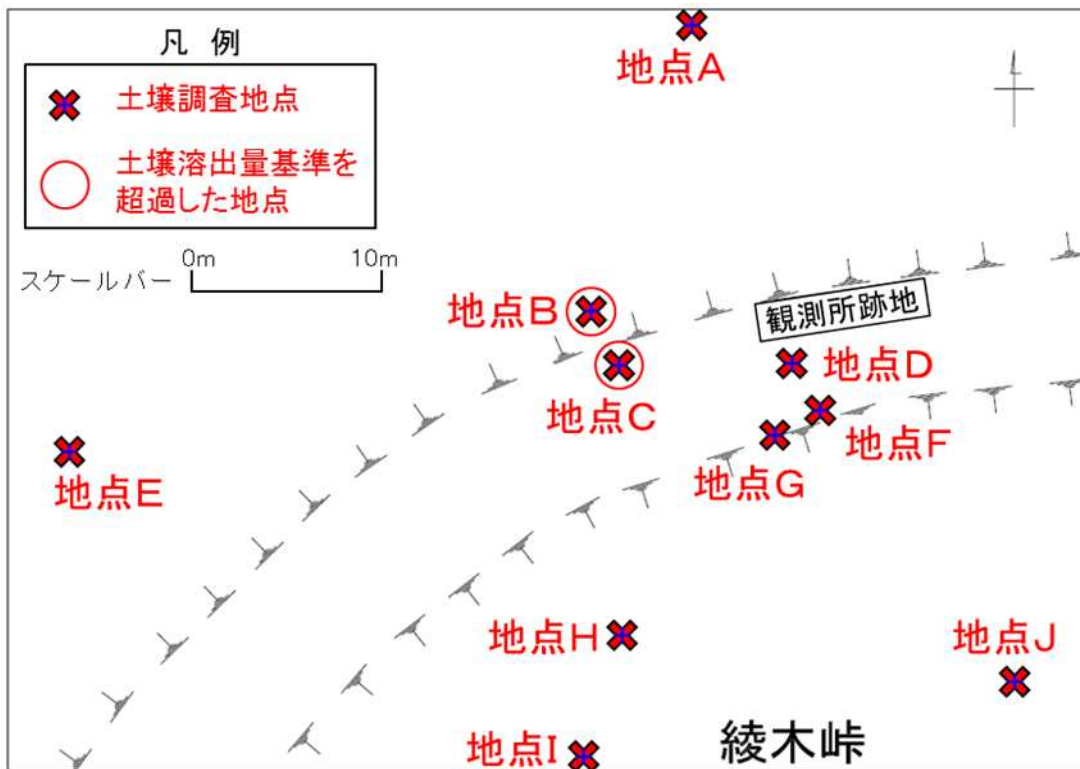


図2：土壌調査の実施箇所

3 今後の対処

鳥取県、八頭町及び地権者などと協議し、追加の土壌調査により国が定める基準を超える水銀を含む土壌の範囲を確定した上で、当該土壌の入れ替えを行います。

なお、土壌の入れ替えを実施するまでの間、土壌の飛散を防止するために、図3のとおりブルーシートを敷設(杭打ちで固定)し応急的な対策を施しています。



図3：飛散防止のためのブルーシートによる応急処置の状況

1 旧宝仏山無線ロボット雨量観測所の概要

昭和 32 年、日野郡日野町三谷の宝仏山頂上へ向かう登山道の途中に観測所を設置（図 1）し、昭和 49 年 11 月に観測を終了するまでの間、同地において雨量の観測を行っていました。

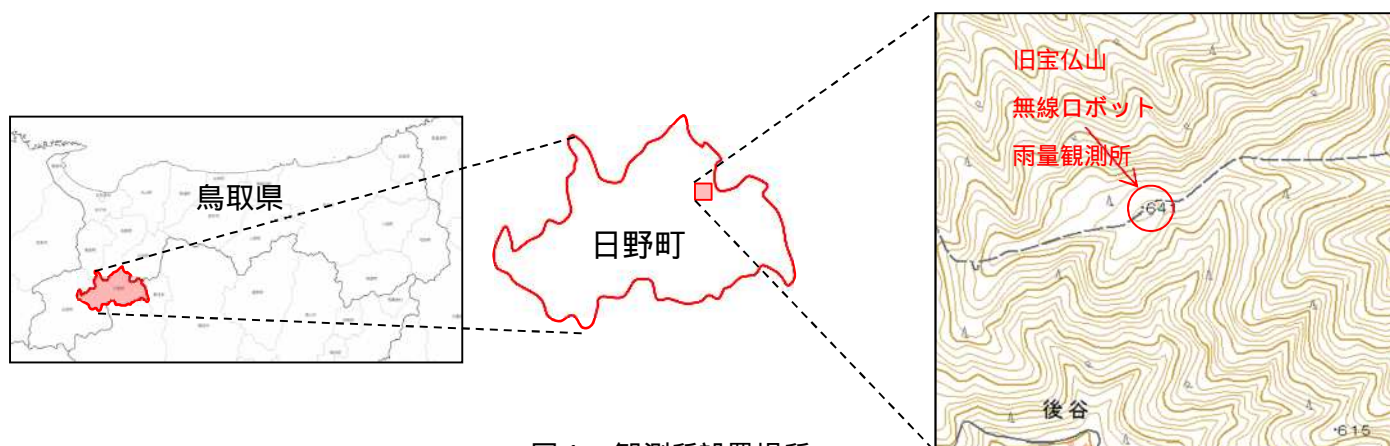


図 1：観測所設置場所
（国土地理院発行の白地図及び 2 万 5 千分の 1 地形図を使用）

2 観測所跡地の確認及び土壌調査結果

鳥取地方気象台では、6 月 9 日、7 月 25 日、9 月 11 日の 3 回にわたり、旧宝仏山無線ロボット雨量観測所跡地を調査しました。その結果、空気湿電池 49 個が投棄されていることを確認しました。これら空気湿電池は全て撤去しています。

旧高山無線ロボット雨量観測所跡地等と同様、空気湿電池の投棄状況等を考慮したうえで、10 月 24 日に土壌調査を実施したところ、2 箇所（地点 B、C）で国が定める「土壌溶出量基準」を超える水銀（無機水銀）が検出され、そのうち 1 箇所（地点 B）では国が定める「土壌含有量基準」も超過しました（図 2）。

地点 B : 土壌溶出量 : 0.0057 mg/L、土壌含有量 : 50mg/kg

地点 C : 土壌溶出量 : 0.0013 mg/L

また、観測所跡地周辺には水源がないことを関係自治体とともに確認しています。

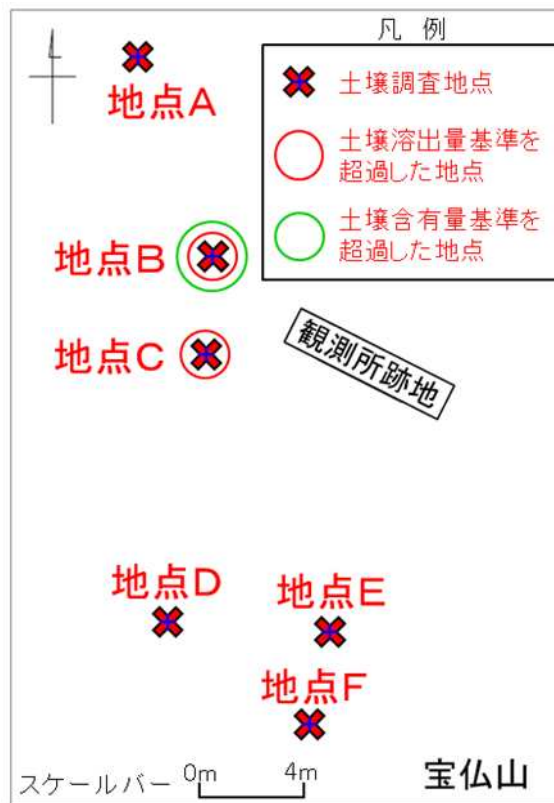


図2：土壌調査の実施箇所

3 今後の対処

鳥取県及び日野町などと協議し、追加の土壌調査により国が定める基準を超える水銀を含む土壌の範囲を確定した上で、当該土壌の入れ替えを行います。

なお、土壌の入れ替えを実施するまでの間、土壌の飛散を防止するために、図3のとおりブルーシートを敷設(杭打ちで固定)し応急的な対策を施しています。



図3：飛散防止のためのブルーシートによる応急処置の状況